

こんなときは

戸籍・住民登録の届け出は住民環境課へ

| こんなときは | 届けの名称 | 届け出期間 | 届け出るとき持参するもの ●は必ず持参するもの ▲は関係のある方のみ |
|---------------|-------|----------------|---|
| 赤ちゃんが生まれたら… | 出生届 | 生まれた日を含めて14日以内 | ●出生届書(医師か助産師の証明のある届書) ●届出人の印鑑(父または母の印鑑) ●母子健康手帳 ▲国民健康保険証 |
| 結婚したら… | 婚姻届 | 届出の日が結婚の日となります | ●婚姻届書…証人(必ず20歳以上の方2人)の署名・押印のしてある届書を1通 ●夫・妻それぞれの旧姓印鑑 ●運転免許証など顔写真つきの身分証明(届書を持って来庁された方の本人確認のため) ●夫・妻の戸籍謄本(本籍が町内の人とはいりません) ●住所を移動する人は転入届か転居届または転出届が必要です ▲国民健康保険証 ▲年金手帳 ▲マイナンバーカード(又は通知カード)(姓が変わらない方はいりません) |
| 不幸があったとき… | 死亡届 | 亡くなった日を含めて7日以内 | ●死亡届書(医師の死亡診断書のある届書) ●届出人の印鑑(同居の親族などの印鑑) ▲国民健康保険証・後期高齢者保険証 ▲福祉医療費受給者証 ▲年金証書 ▲印鑑登録証 ▲介護保険被保険者証 ▲マイナンバーカード(又は通知カード) |
| 御嵩町へ引っ越してきたら… | 転入届 | 転入した日から14日以内 | ●転出証明書(前住所地の市町村長が発行したもの) ●マイナンバーカード(又は通知カード) ●運転免許証など顔写真つきの身分証明(届出された方の本人確認のため) ●窓口にこられた人の印鑑 ▲国民健康保険証 ▲年金手帳 [必ず引っ越しを済ませてから届けをしてください] |

こんな届け出を

※住民環境課は、毎週木曜日(祝日の場合は除く)19時まで夜間延長窓口を開設していますのでご利用ください。

| こんなときは | 届けの名称 | 届け出期間 | 届け出るとき持参するもの ●は必ず持参するもの ▲は関係のある方のみ |
|----------------|-------|-----------------|---|
| 町外へ引っ越すとき… | 転出届 | 転出する前にあらかじめ届け出る | ●運転免許証など顔写真つきの身分証明(届出をされた方の本人確認のため) ●窓口にこられた人の印鑑 ▲国民健康保険証・後期高齢者保険証 ▲福祉医療費受給者証 ▲印鑑登録証 ▲介護保険被保険者証 ▲防災行政無線戸別受信機 |
| 町内で引っ越すとき… | 転居届 | 転居した日から14日以内 | ●運転免許証など顔写真つきの身分証明(届出をされた方の本人確認のため) ●窓口にこられた人の印鑑 ●マイナンバーカード(又は通知カード) ▲国民健康保険証・後期高齢者保険証 ▲福祉医療費受給者証 ▲年金手帳 [必ず引っ越しを済ませてから届けをしてください] ▲防災行政無線戸別受信機 |
| 印鑑を登録するとき… | 印鑑登録 | | 本人が登録するときに必要なもの ●登録する印鑑 ●本人の確認ができる資料 [運転免許証、パスポートなどの官公署発行のもので、写真がはってあるもの。ただし、これらがない場合は、すでに印鑑登録済みの人が本人であることを証明した書面(用紙は役場・各出張所の窓口にあります)] |
| 印鑑登録証明書をもらうとき… | 印鑑証明 | | 代理人が登録するときに必要なもの ●登録する人の印鑑 ●代理人の選任届(用紙は役場・各出張所の窓口にあります) [代理人の場合は、当日の印鑑登録はできません。登録申請のみしていただきます。その後、役場住民環境課から登録する人に照会書を郵送します。その照会書の回答を役場の窓口へ持参していただき、登録をおこないます] ※印鑑登録は15歳以上の方に限ります。 |
| | | | 証明をもらうのに必要なもの ●印鑑登録証(カード)[登録証がなければ証明書は交付できません] ●運転免許証など顔写真つきの身分証明[申請をされた方の本人確認のため] |

国民年金・国民健康保険の届け出は保険長寿課へ

国民年金

人生の節目には、届け出を忘れずに…

| こんなとき | 必要なもの |
|---|--------------------------------|
| 厚生年金・共済組合の加入をやめたとき (扶養配偶者がいる場合は、併せて届け出をしてください) | 印鑑、年金手帳(本人と配偶者) 退職年月日のわかる書類 |
| 配偶者の扶養からはずれたとき (離婚したときや収入が増えたとき) | 印鑑、年金手帳(本人) 扶養からはずれた日のわかる書類 |
| 住所・氏名がかわったとき (住民票の届け出と一緒にできます) | 印鑑、年金手帳 |
| 任意加入するとき、やめるとき | 印鑑、年金手帳・加入の場合通帳・銀行印 |

年金を受け取っている人の手続き

| こんなとき | 必要なもの |
|------------------|---------------------|
| 氏名をかえたとき | 年金受給者氏名変更届 |
| 住所をかえたとき | 年金受給者住所変更届 |
| 年金を受けている人が死亡したとき | 年金受給権者死亡届及び未支給年金請求書 |
| 年金証書を紛失したとき | 年金証書再交付申請書 |

こんなときは…ご相談ください

| こんなとき | 必要なもの |
|-----------------|---|
| 国民年金保険料が納付困難なとき | 離職証明書(退職された方) 学生証または在学証明書(学生の方) 印鑑、年金手帳 |

国民健康保険

届け出は14日以内に…

| こんなとき | 必要なもの |
|--------------------------|--|
| 他市区町村から転入して来たとき | 印鑑、転出証明書、マイナンバーカード(又は通知カード) |
| 他の健康保険をやめたとき | 印鑑、職場の健康保険をやめた証明書、マイナンバーカード(又は通知カード) |
| 生活保護を受けなくなったとき | 印鑑、保護廃止決定通知書、マイナンバーカード(又は通知カード) |
| 子どもが生まれたとき | 印鑑、保険証、マイナンバーカード(又は通知カード) |
| 他市区町村へ転出するとき | 印鑑、保険証、マイナンバーカード(又は通知カード) |
| 他の健康保険に加入したとき | 印鑑、国保と健保の保険証、マイナンバーカード(又は通知カード) |
| 生活保護を受けることになったとき | 印鑑、保険証、保護開始決定通知書、マイナンバーカード(又は通知カード) |
| 死亡したとき | 保険証、喪主の方の印鑑、通帳、マイナンバーカード(又は通知カード) |
| 住所・世帯主・氏名などがかわったとき | 印鑑、保険証、マイナンバーカード(又は通知カード) |
| 保険証をなくしたとき、よがれて使えなくなったとき | 使えなくなった保険証、印鑑、身分を証明するもの、マイナンバーカード(又は通知カード) |
| 就学のため、子どもが他の市区町村に下宿するとき | 印鑑、保険証、学生証または在学証明書、マイナンバーカード(又は通知カード) |
| 給付に関する手続き | 印鑑、保険証、マイナンバーカード(又は通知カード) |

子育て支援は福祉課へ

子どもが生まれたとき

| |
|---|
| 児童手当、乳幼児医療費助成 |
| 請求者の印鑑・通帳・世帯全員の健康保険証・マイナンバーカード(又は通知カード)など |

婚姻を解消したときなど

| |
|--|
| 児童扶養手当、遺児手当、母子家庭等医療費助成 |
| 請求者の印鑑・通帳・年金手帳、戸籍謄本・健康保険証・マイナンバーカード(又は通知カード)など |

子育ての相談をしたいとき

| |
|--|
| ぽっぽかん ☎ 67-5221／住所 須戸1176-2 |
| 子育て支援センターでは、乳幼児のお子さんの家庭が安心して子育てができるよう様々な支援事業を行っています。 |

保育園について

| |
|---|
| 保育園 |
| 就労等の事情により、家庭において子どもを保育できない場合に、家庭に代わって保育を行います。 上之郷保育園 ☎ 67-2322 中保育園 ☎ 67-2324 御嵩保育園 ☎ 67-2323 伏見保育園 ☎ 67-2325 |

旅券(パスポート)

取扱日時

月曜日～金曜日の午前9:00～午後5:00(休日・祝日を除く)

申請・受取のできる人

- 一般旅券発給申請書
- 戸籍抄本または謄本(発行日から6ヶ月以内のもの)
- 写真1枚(6ヶ月以内に撮影されたもので縦45mm×横35mm)(カラー・白黒どちらでも可)
- 本人確認書類(運転免許証等)

受取方法

受取日は、申請日から役場の閉庁日を除いて8日目以降になります。
(写真が不適当などの理由で、8日間で用意できない場合があります。余裕を持って申請してください。)
受取時には、一般旅券受領証と手数料(印紙及び県証紙)が必要です。必ず本人が受取に来てください。10年(印紙 14,000円・県証紙 2,000円) 5年(印紙 9,000円・県証紙 2,000円)
12歳未満5年(印紙 4,000円・県証紙 2,000円)